

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第　回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 ( 202029 )
地域名 (地域内農業集落名)	里山辺地区 (藤井、上金井、薄町、兎川寺、南小松、林)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	177 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	159 ha
② 田の面積	127 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	48 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	40 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	116 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	65 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

・山辺管内は、稲作、畑作、果樹、畜産など、多様な農業が営まれている。 ・市街化区域と調整区域が混在化しており、計画の対象となる農地と対象外の農地との色分けが進んでいる。 ・水田利用については、後継者不足による担い手確保が困難になりつつある。構造改善未整備地域では作業受託組合(ファームワーク山辺)への作業委託も難しいため、今後は農地の受け手の確保や担い手への集積と並行して、果樹園(ぶどう園)等への品目転換を検討する必要がある。 ・基幹品目である、ぶどう類の生産量を確保していくため、産地が一丸となり管内新規就農者、若手担い手が引き受ける意向のある優良樹園地の確保に取り組むが必要がある。
---

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後、土地利用型農業から果樹園等への品目転換を促し優良樹園地形成を進め産地の維持拡大を目指す 主要作物① 基盤整備された水田は、水稻を中心とした土地利用型農業を維持しつつ、スマート農業を積極的に導入して作業効率化と団地化を進める。また、ブロックローテーションにより高収益作物の作付を継続する。 主要作物② ぶどう、特にデラウエアを中心とした果樹産地を継承し、産地、ブランドの維持と向上を図る。高温耐性のある品種への転換、標高の高い農地への新たな作付け等を検討し、農業者の所得向上に取り組む。 その他③ 農作業を委託した農家も自らが地域農業の多様な担い手であり、畦畔管理作業、農道の清掃や保全活動など、集落全体で農業を支える。
---

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・果樹地帯については、認定農業者等が担うほか、規模拡大を希望する新規就農者への農地集積を積極的に進める。
- ・水田利用は、地区農業再生協議会の方針により、ブロックローテーション(麦・そば)を継続しつつ、生産調整を進める。
- ・全ての農地を次世代へ継承することは困難であるとの認識のもと、既に林地化が進んでいる農地については地域の共通理解により計画的林地化を進める。様々な努力を払っても耕作が困難な不整形農地や耕作条件が著しく不利な農地は、粗放的管理の方法を地域で検討していく。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	30.1 %	将来の目標とする集積率	30.1 %
--------	--------	-------------	--------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・土地利用型農業(水稻・麦・そば・大豆など)については、団地面積の拡大(集約化)を図り効率化を推進する。
- ・畑、果樹については、随時、地域内で集約に向けた農地調整を推進する。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を活用して担い手(前、中心経営体)への貸付けを進めていく。

農地貸付先について要望なき場合は、集落を単位とした担い手耕作者での検討を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。

その際、農業委員会が公表する市内の平均賃料、及び貸し手と借り手の意向を考慮する中で賃借料等を設定する。

### (3) 基盤整備事業への取組

市街化区域と調整区域が混在化しており、必要に応じて基盤整備事業を検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。
- ・農業を通した定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣による被害防止として、引き続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。
- ②有機農業を推進する。
- ③作業効率化に関する情報・技術を域内で共有し、地域の発展と地域ブランドの醸成に取り組む。
- ⑩地域の子供たちが「地域農業」「食糧」の大切さを学び感じる機会として、「スクールファーム」の開設・運営を支援する。
- ⑩JA松本ハイランド管内のライスセンターの再編集約や設備の更新を進める。
- ⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。